

## 第1章 マニュアル作成の趣旨

### 1 はじめに

「山梨県地域防災計画」（平成26年11月改訂）には、食糧供給対策についての記載はあるが、栄養・食生活支援として具体的な活動を記した指針等はない。また、県内市町村地域防災計画に、食料備蓄に関する記載があるが、災害時の被災住民に対する栄養・食生活支援に関する項目はあまり明記されていないことが、平成25年9月に実施した「災害時の栄養・食生活支援マニュアル作成のための市町村アンケート」から明らかとなった。

食料の備蓄とともに地域住民に対し適切な栄養管理および栄養指導を行うことも、被災者の食に係わる問題の解決に不可欠であることから、部署を越えて総合的に栄養・食生活支援体制を整備する必要がある。また、栄養・食生活支援を行うためには、地域住民のニーズをくみ上げ、適切な食事を提供する体制整備が望まれる。東日本大震災の課題をふまえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正し、避難所における生活環境の整備等、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮について規定し、平成25年8月には内閣府（防災担当）より市町村を対象に、避難所における生活環境の確保に関する事項を指針として示した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を発表した。

このため、山梨県では市町村行政栄養士、山梨学院大学健康栄養学部と連携し、災害時における栄養・食生活支援に携わる者（特に、行政栄養士）の役割を明確にするとともに、「第二次やまなし防災アクションプラン」（平成24年3月）及び市町村地域防災計画と連動した栄養・食生活支援体制を確立することを目的に本マニュアルを作成した。

また、本マニュアルは、被災住民の食生活や栄養状態をより早く平常時までに回復できるように、栄養・食生活支援に携わる者が関係機関と速やかに連携し、専門性を活かした活動が迅速かつ効果的に展開できるようにすることを目指している。今後、東日本大震災で課題となった要援護者に対する食支援体制整備等を含め、実情にあわせて見直しを行い、検討を継続していくことが必要である。

### 2 マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「第二次やまなし防災アクションプラン」及び各市町村地域防災計画における被災者の健康支援体制の整備における栄養・食生活支援を迅速かつ効果的に進めるための目安となるものである。

### 3 マニュアルの特徴

本マニュアルは、被災者の栄養・食生活に係わる支援活動に必要な情報、関係機関や関係団体の連携等を整理し記載した。

- (1) 住民への栄養・食支援活動では、災害時における活動を「県（健康増進課）の取り組み」、「保健所の取り組み」、「市町村の取り組み」と組織別に分けて記載した。

- (2) 災害時において、栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に行うためには、平常時からの体制整備・備えと共に、災害時に想定される状況（災害の種類・発生時期、被害状況等）にあわせた対応が必要となるため、平常時と災害時に分けて記載した。
- (3) 災害時はフェイズごと時系列に組織別の対応を記載した。また、それに伴う活動を整理し、それぞれの取り組みと連携する機関の活動内容を同時に把握できる一覧表とした。
- (4) 災害時要援護者（災害弱者）の対応については、平常時及びフェイズごとに上記一覧表に組み入れた。
- (5) 給食施設支援における「県（健康増進課）の取り組み」、「保健所の取り組み」、「市町村の取り組み」、「給食施設の取り組み」に分けて記載し、活動内容が同時に把握できる一覧表とした。
- (6) 活動を整理した一覧表には、活用が予測される様式の様式番号を併記した。
- (7) 様式例については、各機関が同一のものを活用できるように配慮した。
- (8) 平常時及び災害時の避難所等で活用が予測される資料を作成し、巻末に提示用資料として掲載した。

ただし、このマニュアルに示した活動内容はあくまでも目安であるので、災害時には状況により弾力的に活用する。

\*\*\*\*\*

#### <第1章に関連する基本的事項>

- ・ 山梨県地域防災計画：【巻末資料1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（1）】
- ・ 災害時の栄養・食生活支援マニュアル作成のための市町村アンケート：【巻末資料5】
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針：【巻末資料1 2 国の災害等に関する指針（5）】
- ・ 第二次やまなし防災アクションプラン：【巻末資料1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（2）】
- ・ その他、【巻末資料1 法的枠組み 1 国の災害等に関する計画（災害対策基本法など）、2 国の災害等に関する指針】も参照のこと。

#### 用語解説

- ・ 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人をいい、一般的に有病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語を母国語としない外国人などが該当する。特に、食事に特別な配慮が必要な人（普通の食事ができない人）は①乳幼児（乳児

用ミルク、離乳食等が必要な人)、②食物アレルギーを持つ人、③高齢者等で嚥下や咀嚼が困難な人(粥食、形態調整食等が必要な人)、④慢性疾患患者で食事療法が必要な人(糖尿病、高血圧、腎臓病や透析患者、難病等の重症患者等)、⑤病院等の被災給食施設で食事療法を必要としている人などである。

- 行政栄養士

本マニュアルでは、県(健康増進課)、保健所に勤務する管理栄養士及び市町村の主に健康増進部門に勤務する管理栄養士・栄養士を「行政栄養士」として記載している。

また、行政栄養士と記載のない管理栄養士・栄養士については、各関係機関を含めた栄養士全体のことを指している。